

平生町立平生中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
平成27年3月改訂
平成30年3月改訂
平成31年3月改訂

この方針は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」（以下「法」という。）第13条の規定により、本校のすべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組について以下のように定める。

1 いじめとは

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(法第2条)

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がそれを知らずに心身の苦痛に至っていない場合でも、加害生徒に対しては法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

※ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※ いじめの中には、犯罪行為や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察と連携して対応することが必要である。

(2) いじめの特徴及び構造

- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる。
- いじめは、「四層構造」となっている。
「被害者」～「加害者」～「観衆」（はやしたてる）～「傍観者」（見て見ぬふりをする）

2 いじめ防止等の対策に係る本校の基本姿勢

- いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれ

があるものであることを共通認識する。

- いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民などが相互に連携し、法が定める「いじめの禁止、関係者の責務等」を踏まえ、いじめ防止等の対策を積極的に行う。
- 生徒の尊厳を保持するため、「いじめは、人間として絶対に許されない」、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる」との認識のもと、「未然防止」を重視する。平素から、人権教育、道徳教育、特別支援教育、情報モラル教育などの取組を充実させ、一人ひとりを大切にすると人権尊重を基盤とした豊かな心を育む教育を推進する。
- 生徒の自治能力や自ら問題を解決する力を高めるため、生徒サイドからの自主的活動を促し、生徒会活動等における取組の充実を図る。
- いじめの早期発見、早期対応に組織的に取り組む体制を整える。
- いじめを認知した場合は組織的に迅速な対応を行い、いじめを受けた者を守り、いじめを行った者には毅然とした厳しい指導を行う。
- いじめが犯罪行為と認められる場合は、躊躇なく警察と連携し、教育的配慮の下、法に基づいた毅然とした対応を行う。
- いじめの解消に当たっては、関係機関や外部専門家とも連携し、生徒の気持ちに寄り添った対応を行い、生徒や保護者等の心のケアを大切にしながら、安心・安全な学校生活を取り戻せるようにする。

3 いじめ防止等の対策のための組織

法第22条の規定により、次の組織を置く。

「いじめ対策委員会」

【構成】

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、教務主任、各学年生徒指導（又は学年主任）

※ 可能な限り、スクールカウンセラー（以下SC）、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）等の外部専門家も加わる。

※ 必要に応じて、関係教職員、学校運営協議会委員、町教委等も加わる。

【役割】

学校の組織的ないじめ対策の中核として、次の役割を担う。

【未然防止】

◇ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

◇ いじめの相談・通報を受け付ける窓口

◇ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

◇ いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断

◇ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施

【本校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

◇ 「本校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

◇ いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施

◇ 「いじめ防止基本方針」が本校の実情に即して機能しているかの点検と見直し

【会議の開催】

週1回の定例会議（「生徒指導委員会」を兼ねる）及び事案発生時の緊急会議

4 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 未然防止（いじめの予防）

① 学校の基本姿勢の説明・周知

毎年度始めに、次のような内容について、生徒・保護者に説明し、周知と意識高揚を図る。

ア いじめは「犯罪行為」になり得ること

- ・ 暴行、傷害、脅迫、強要、恐喝、窃盗、器物損壊、誹謗中傷などは、全て犯罪行為になり得るものであること。

イ いじめは受けた人の「心に重傷」を与え、「生命にも危険を生じさせる」重大な問題

- ・ 上記の犯罪行為は勿論、仲間はずれ、無視、陰口等も人を追い込み「心に重傷」を与えること。
- ・ 長期化すると心のコントロールが困難になり、生命にも危険を生じさせるおそれがある重大な問題であること。

ウ いじめ問題の重大性に鑑み、「いじめ防止対策推進法」が施行されていること。

- ・ 児童等は、いじめを行ってはならない。（第4条）
- ・ インターネットを通じていじめが行われた場合、いじめを受けた児童等又はその保護者は、発信者情報の開示請求について、法務局又は地方方法務局の協力を求めることができる。（第19条）
- ・ 学校は、いじめが犯罪行為と認めるときは所轄警察署と連携して対処するものとし、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し援助を求めなければならない。（第23条）

エ いじめがあった場合の学校の対応について

- ・ いじめを受けた人を守り、いじめを行った側には厳しく指導すること。
- ・ 状況により、法にもとづき、法務局や警察署等の関係機関と連携し、毅然とした対応を行うこと。

オ 絶対にいじめをしない 傍観者にもならない

- ・ 中学生といってもまだ成長半ばにあり、いじめをした側も様々な困難事情を抱えていると思われるが、他人を傷つけてもよい理由にはならないこと。
- ・ 人を傷つける発言や行為をした場合は、心底からの反省と謝罪が大切であり、そうした誠意ある行動により、相手だけでなく自分自身も救われ、笑顔を取り戻す一歩になること。
- ・ いじめなどを傍観せず、一人ひとりの勇気ある正しい行動が、正義の通る居心地のよい集団をつくること。

② 教職員の資質能力の向上

- ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰の撲滅は勿論、言葉遣いや接し方を大切にする。
- ・ 生徒の前で、教職員自身が「いじめに類する行為（ジョークのつもりで軽くいじる、理屈に合わない仕事の押し付けなど）」を行うことは、その行為が容認されたものと生徒が受け止め、同調を生み出す端緒となる可能性があることを十分自覚する。

③ 教育相談の充実

- ・ 校内の相談窓口を周知し、すべての生徒が相談しやすい体制作りを進める。
- ・ 年2回、全生徒個別教育相談期間を設定し、一人ひとりの状況把握に努める。

④ 生徒の行動観察、生徒理解

- ・ 給食時、休み時間、清掃活動、部活動等、生徒とのふれあいの機会を増やし、行動観察と同時に、信頼関係をつくる。
- ・ 週1回の生活アンケートを実施するとともに、各種検査等も活用して生徒理解に努める。

⑤ 「学び合い」のある授業づくり

- ・ 対話を重視する「学び合い」のある授業を推進し、学力向上と併せて、他人の意見を尊重する態度を育む。

⑥ 道徳教育を中核とした心の教育の推進

- ・ 生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さ

ない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。

- ・ 規範意識の醸成のため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」等について、具体的な取組を推進する。

⑦ 人権教育の推進

- ・ 「一人ひとりの存在を認め合い、お互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができる」人権感覚の育成を図る。
- ・ インターネットを通じた人権侵害の理解や情報モラルを身に付けさせる教育の充実を図る。

⑧ 特別支援教育の充実

- ・ 生徒一人ひとりを大切にする特別支援教育の理念を校内全体に浸透させ、互いの違いやよさを認め合う心の育成につなげる。
- ・ 特別支援学級と通常の学級との積極的な交流を図る。

⑨ 特別活動等における取組の工夫

- ・ 学級活動をはじめ、生徒会活動、学校行事、及び部活動等において、生徒が主体的に取り組める場を工夫し、他者との協力の大切さや、成し遂げる喜びを体験させる。
- ・ いじめ問題に対する生徒会の自主的な取組を推進し、生徒の自治意識・能力を高め、自らの力で課題を解決したり、解決困難な場合には教員等に相談したりする機運の醸成を図る。
- ・ 集団活動及び様々な体験活動の充実に努める。
- ・ ボランティアや交流活動などに積極的に参加し、様々な人々との温かい関係を築く。

⑩ 自殺予防教育の導入検討

- ・ 近年、いじめが背景にある自殺事案が社会問題化しているため、今後、国や県の動向を踏まえながら、導入を検討する。

⑪ 家庭との連携

- ・ 日頃から、いじめ問題に対する学校の姿勢を家庭に示し、協働した取組への理解を求める。
- ・ 定期的な保護者アンケートを実施し、情報収集に努める。
- ・ 大人自らが「いじめは許さない」という姿勢を示す取組を推進する。

⑫ 地域との連携

- ・ 学校や生徒の実態を地域にも知らせ、地域の各組織等と連携していじめ対策に取り組む。
- ・ 地域住民を積極的に学校に招いてふれあうなど、様々な人との出会いや体験の場を設定する。

⑬ 小中連携

小中間の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築に努める。

⑭ 専門家や関係機関と連携した取組等の促進

SC、SSW等の心理や福祉の専門家との連携を一層促進し、取組の充実・強化を図る。

(2) 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

① いじめの3つのレベル分類

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの

【レベル2】教育課題としてのいじめ

生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があるもの

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの

【「いじり」と言われる行為について】

- ・ いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。

- ・ いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめであるとの認識を持つ必要がある。

② いじめの認知について

- ・ 教職員は、いじめの兆候や懸念、生徒等から相談を受けた場合は、個人で判断することなく、早急に「いじめ対策委員会」に報告する。（報告を行わないことは、法23条に抵触し得る。）
- ・ いじめに該当するか否かの判断は、「いじめ対策委員会」が中心となる。
- ・ 背景にある事情等の調査を行い、生徒が感じる被害性に着目しながら判断する。

③ 校内指導体制について

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちつつ、きめ細かく生徒を見守る。
- ・ 開かれた保健室・教育相談室づくりの取組等、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛け、様々な手段で生徒の悩みをしっかりと受け止める。
- ・ 「週1アンケート」は、マンネリ化しないよう、設問や回答方法の工夫と改善を図る。
- ・ 生徒の自治能力育成を図るとともに、自分たちだけで解決できない問題が生じたら教員や保護者に早めに相談するよう平素より十分指導する。
- ・ 本人がいじめを認めない場合や、いじめと認識していない場合でも、いじめやいじめに繋がる可能性がある場合は、いじめとして捉えるという意識を持ち、いじめの早期発見に努める。

④ 家庭・地域との連携

- ・ 定期的な保護者アンケートの実施をはじめ、平素から保護者との情報共有を図る。
- ・ 学校評価結果の公表等の積極的な情報発信、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組の中で、開かれた学校づくりを推進する。
- ・ 定期的な学校公開日等の設定、学校支援ボランティアとの協働等、地域と連携・協力しながら生徒を共に育てるという意識を高める。
- ・ 生徒の校外生活について、日頃から地域の関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

(3) 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

① 対応の基本

いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）は、一部の教職員が情報を抱え込んだり個人で判断することなく、「いじめ対策委員会」を中核として、全校体制で解決に取り組む。

② 対応する上での留意点

◇ いじめを受けている生徒及び保護者への対応

- ・ いじめを受けている生徒のこれまでの心の痛みや不安感等を共感的に理解し、「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示して対応する。
- ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活のいろいろな場面で、支え、励ましたり、本人のよさを認めたりすることによって、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- ・ 必要に応じて、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の後遺症へのケアを行う。
- ・ 「いじめに負けるな」「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人に自身を失わせる可能性があるため、厳に慎む。
- ・ いじめの認知後、直ちに状況を整理し、早期に保護者に正確に伝え、状況や今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。

◇ いじめを行っている生徒・保護者への対応

- ・ 当事者だけでなく周りの生徒からも詳しく事情を聞き、事実関係を正確に把握する。
- ・ 「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導する。
- ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について、本人の話をも十分に聞き、心情をくみ取る。
- ・ 意図せずに相手に苦痛を感じさせてしまった場合や軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに謝罪等をしている場合は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど配慮する。
- ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、相手の気持ちを理解することにより内省を促す。「説得より納得」を重視する。

- ・ 保護者への対応については、担任、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が面談することとし、当該生徒への指導・支援の在り方を共に考え、今後の学校生活における人間関係の再構築に向けて、謝罪の場を設定するなどの働きかけを行う。
 - ◇ 周りの生徒（観衆・傍観者）・保護者への対応
 - ・ 周りではやし立てたり、見て見ぬふりしたりすることは、「いじめをすることと同じである」ことを意識・理解させる。
 - ・ いじめを受けている生徒の辛く、悲しい思いを共感させる。
 - ・ いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に相談するよう指導する。
 - ・ いじめを報告してきた生徒に対しては、その勇気を称賛するとともに、当該生徒の立場を悪くしないよう、十分配慮する。
 - ◇ 臨時保護者会の開催等
 - ・ 必要がある場合には、臨時の保護者会を開催するなど、当該いじめ行為の概要や対応方法等の説明、根絶に向けた協力依頼等を行う。
 - ◇ いじめのアフターケア
 - ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化、陰湿化され、いじめが継続している場合もある。「いじめをやめること」と「いじめがなくなること」は違うという認識を持ち、関係生徒の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応を行う。
- ③ 教育相談の在り方**
- ◇ いじめを受けている生徒に対する教育相談
 - ・ 精神的安定と自信回復のため、辛さや苦しさに全面的に共感し、寄り添った対応を行う。
 - ・ より高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣやＳＳＷ等と連携する。
 - ◇ いじめを行っている生徒に対する教育相談
 - ・ 「いじめは、人間として絶対に許されない」との毅然とした姿勢で指導する。
 - ・ いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた個別支援を行う。
 - ・ より高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣやＳＳＷ等と連携する。
- ④ インターネット上のいじめへの対応について**
- ◇ 初期対応
 - ・ 基本的にはいじめの早期対応と同様である。
 - ・ 掲示板やアプリ上の書き込み等をプリントアウトするなどして記録しておく。
 - ◇ 関係機関との連携
 - ・ 必要に応じて、地方法務局、ネットアドバイザー、少年安全サポーター等と連携する。
 - ・ 悪質な事案等、少年安全サポーターや所轄警察署等とチームを編成し、早期解決を図る。
 - ◇ 被害拡大の防止
 - ・ 掲示板管理者等への削除依頼、当該コミュニティサイト利用者（生徒）への直接指導等、削除の徹底・確認等の対応を行い、被害の拡大を最小限に抑える。
- ⑤ 家庭・地域・関係機関との連携**
- ・ 必要に応じて、「いじめ対策委員会」に関係機関や外部専門家等の積極的な参画を得る。
 - ・ いじめが犯罪行為の疑いがある場合は、教育的配慮の下、所轄警察署と連携して対応する。
 - ・ 明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」協定（H28.4施行）の連絡基準（下記参照）を参考に、躊躇なく警察に連絡し、連携した対応を行う。

「やまぐち児童生徒サポートライン」協定（H28.4施行）連絡基準（いじめの場合を抜粋）
 強制わいせつ、傷害、暴行、強要、窃盗、恐喝、器物損壊等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案であって、学校だけでは解決が難しく、学校における安全配慮義務の観点から警察の協力が必要な場合

（４）いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされて

いる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- | |
|---|
| <p>① いじめに係る行為が止んでいること</p> <ul style="list-style-type: none">・ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。・ この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。・ 相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して注視する。 <p>② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと</p> <ul style="list-style-type: none">・ 被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。 |
|---|

※ 上記は、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

（1）重大事態の判断

重大事態かどうかの判断は、次の規定等をもとに、事実関係を整理した上で、「いじめ対策委員会」において判断する。判断に当たっては、町教委から指導助言等を得る。

<p style="text-align: center;">重大事態とは</p> <ul style="list-style-type: none">・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき <p style="text-align: right;">（法第28条）</p>

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断することとし、次のようなケースを想定する。

- ◇ 生徒が自殺を企図した場合
- ◇ 身体に重大な障害を負った場合
- ◇ 金品等に重大な被害を被った場合
- ◇ 精神性の疾患を発症した場合

※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も含めて、「いじめ対策委員会」が判断する。

※ 生徒や保護者から重大事態との申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校が把握していない重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（2）重大事態への対応

① 重大事態の報告

- ・ 重大事態が発生した場合は、速やかに町教委を通じて町長へ報告する。

② いじめを受けている生徒への対応

- ・ 保護者と十分に連携を図り、該当生徒の立場に立って、いじめから守り通す。
- ・ 次のような措置は、被害生徒に対して行うのは道理に合わないが、状況により対応する。
 - ◇ 緊急避難としての欠席
 - ◇ 学校の指定変更や区域外就学
 - ◇ 学級替え 等

③ いじめを行っている生徒への対応

- ・ いじめを受けている生徒を守るため、教育的配慮の下、保護者の理解・協力を得ながら、必

要に応じて、次のような毅然とした厳しい対応を行う。

◇ 個別指導 ◇ 懲戒（出席停止等を含む）等の実施

- ・ こうした措置は、町教委とも協議の上、適切に関係機関との連携を図りながら行う。
- ・ 当該行為が犯罪行為である疑いがある場合には、躊躇なく、所轄警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する。

④ 全容解明に向けた調査

- ・ 「いじめ対策委員会」を中核として、関係生徒への聴き取りや質問紙等により、速やかに全容解明に向けた調査を行う。
- ・ 必要に応じて、やまぐち総合教育センターによる学校サポートチームの活用や、児童相談所、弁護士、精神科医、民生委員・児童委員、人権擁護委員、警察、少年安全サポーター等の外部専門家とも連携しながら、中立性や公平性を確保して対応する。
- ・ 調査に当たっては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」等により適切に対応する。
- ・ 調査の主体を町教委とすることが適切と判断され、町教委が「問題調査委員会」による調査を実施する場合は、この調査に全面的に従う。
- ・ 調査の進捗状況及び結果等について、いじめを受けた生徒・保護者に対し、随時説明を行う。

⑤ 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すよう努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

6 その他

- 「いじめ対策委員会」での検証により、「いじめ防止基本方針」の見直しが必要な場合や、国、県、または町の「いじめ防止基本方針」の見直しが行われた場合等は、基本方針をより実効性のあるものとするため、見直しを行う。
- 「いじめ防止基本方針」は、ホームページへの掲載等の方法により、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしたり、入学時や各年度の開始時において生徒、保護者等に説明を行ったりするなど、周知・啓発に努める。

○ 本校の相談窓口

平生町立平生中学校 TEL 0820-56-2053 FAX 0820-56-3650

○ 関係機関等の相談窓口

○ こどもの人権110番（山口地方法務局）	0120-007-110
○ いじめ110番（やまぐち総合教育支援センター）	083-987-1202
○ サイバー犯罪相談窓口（山口県警本部）	083-922-8983
○ ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部）	0120-49-5150
○ ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター）	083-987-1240
○ 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課）	083-933-4531
○ ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）	soudan@center.ysn21.jp

令和4年度 平生町立平生中学校 いじめの防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会 (い) 生徒指導委員会 (生) 職員会議 (職)	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4	全教職員共通理解 (職) 年度方針・計画作成 (生)	入学式 (全学年) オリエンテーション (1学年) 交通安全教室 (1学年) 家庭訪問 (全学年)	学校いじめ防止基本方針の通知 PTA総会 家庭訪問時の保護者との情報共有	学校運営協議会 担当者確認 (警察等関係機関) 熊毛郡中教研総会 (熊毛郡内中学校) 防犯パトロール
5	情報共有 (生・職)	情報モラル研修会 (全学年)	情報モラル研修会 保護者アンケート①	情報モラル研修会 (警察・民間事業者)
6	情報共有 (生・職)	薬物乱用防止教室 (全学年) 定期教育相談① (全学年) i - c h e c k (全学年) 平和学習 (2学年) 思春期講演会 (全学年)	保護者アンケート② 学校開放週間①	学校運営協議会 中高連絡協議会 (熊毛地区内中・高等学校) 平生町青少年育成町民会議常任委員会・総会 平生町生徒指導委員会 出前授業 (町内小学校) 薬物乱用防止教室 (警察等)
7	取組状況検討会① (い) 情報共有 (生・職)	ふるさと体験学習 (全学年) 修学旅行 (3学年) 保護者懇談会 (全学年)	保護者会 (全学年) 保護者アンケート③ 学校だより 防犯パトロール	防犯パトロール
8	校内研修		防犯パトロール	学校運営協議会 小中合同研修会 (町内小中学校) 防犯パトロール 校内研修
9	情報共有 (生・職)	運動会 (全学年) チャレンジワーク (2学年) ひらお手伝い隊 (1学年)	運動会 保護者アンケート④	学校運営協議会
10	いじめ防止・根絶キャンペーン いじめ防止・根絶に向けた取組状況の点検 情報共有 (生・職)	文化祭 (全学年) いじめ防止・根絶キャンペーン (生徒会)	文化祭 いじめ防止・根絶キャンペーン 保護者アンケート⑤	平生町青少年育成町民会議常任委員会 出前授業 (町内小学校)
11	校内研修 (人権教育) 情報共有 (生・職)	定期教育相談② (全学年) 人権に係る参観日 (全学年)	保護者アンケート⑥ 学校開放週間②	学校運営協議会 平生町青少年健全育成推進大会 平生町生徒指導委員会
12	取組状況検討会② (い) 情報共有 (生・職)	生徒会選挙 (全学年) 保護者懇談会 (全学年)	保護者アンケート⑦ 保護者会 (全学年)	防犯パトロール
1	情報共有 (生・職)		保護者アンケート⑧	防犯パトロール 入学説明会 (町内小学校)
2	取組状況検討会③ (い) 方針の見直し等 (い) 情報共有 (生・職)		保護者アンケート⑨	学校運営協議会 平生町生徒指導委員会 平生町青少年育成町民会議常任委員会
3	情報共有 (生・職) 生徒指導上の課題集約 (生)	卒業式 (全学年) 定期教育相談③ (1・2学年) 新入生1日入学 (新1年生)	保護者アンケート⑩	立志の集い (2学年) 防犯パトロール

※ 生徒アンケート (毎週木曜日に実施)